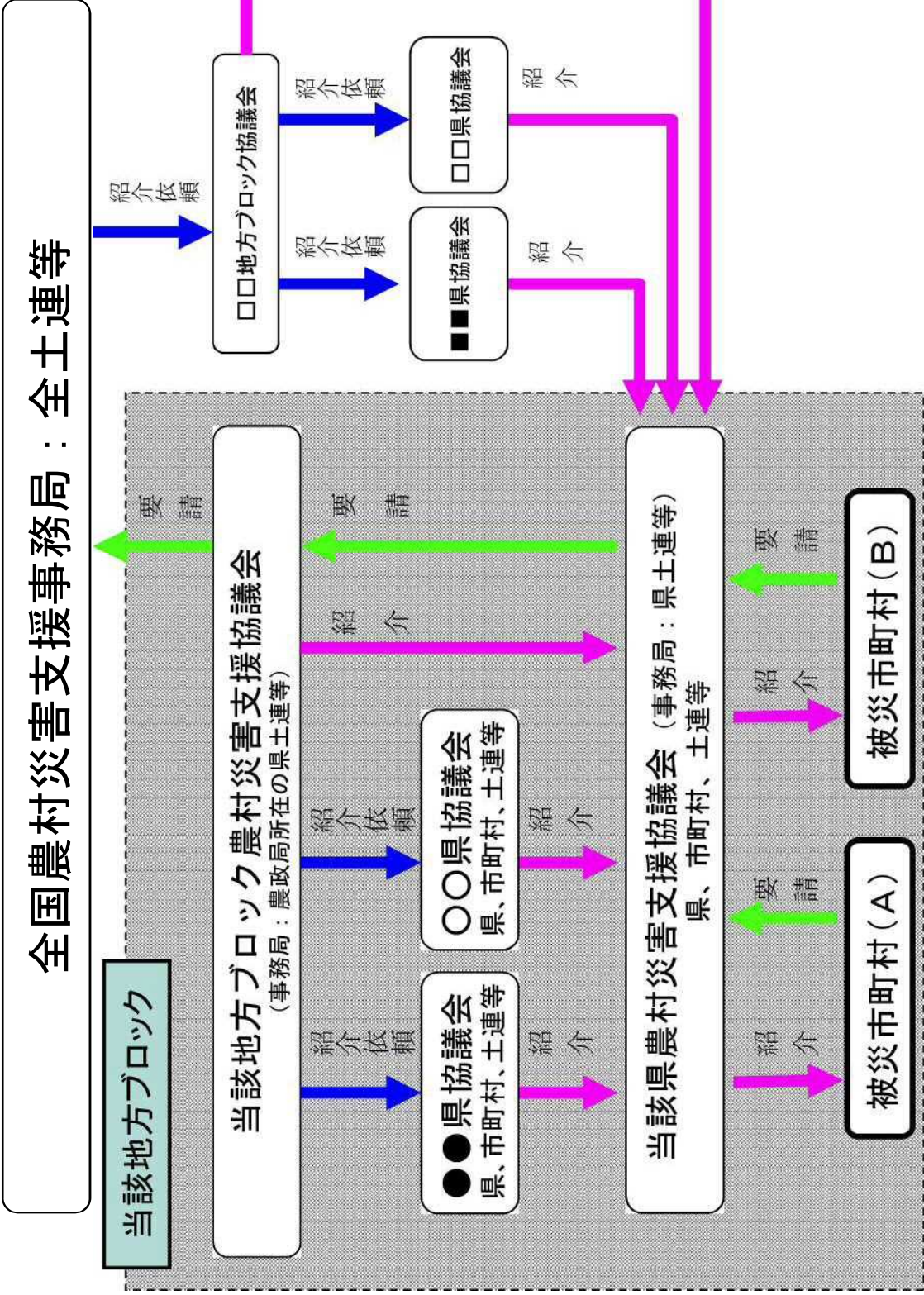


農村災害復旧専門技術者の要請・紹介フロー図



※被災市町村は、紹介を受けた農村災害復旧技術者と直接連絡を取り、派遣依頼を行う。

農村災害復旧専門技術者の認定手続きと活動

手 続 き

対象者 国、県、市町村、県土連、コンサル等の技術者(現職・OB)

認定条件-1 経験・知識を有する者

公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上(うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上)で、且つ以下のいずれかに該当する者

- ① 災害査定官経験者
- ② 農地、農業用施設の災害査定に係る業務(査定・随行で3日以上)の業務を1回とする)の経験3回以上に該当する者
- ③ 行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者
- ④ 農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成(技術士、農業土木技術管理士、RCCMの資格を持ち管理技術者として)3件以上に該当する者

※アンダーライン部はH19からの変更

認定条件-2 講習を了した者

- 「災害復旧技術向上のための講習」を受講した者
- ・新規認定希望者、既認定者、一般技術者を対象
 - ・農政局、県から災害査定に関する最新情報を提供
 - ・各県会場で開催、修了証の授与

- 全土連作成のテキスト
- 講師は災害査定官、県

認定条件-3 一定の技術力を有する者

- 「小論文」により、災害復旧業務にかかる一定水準の技術力を有していると認められる者
- 小論文のテーマは認定委員会で設定
 - 800字以内

- 【全土連へ郵送で提出】
- ①小論文
 - ②専門技術者認定申請書
 - ③実務経歴書
 - ④災害復旧関係経歴書
 - ⑤修了証の写し

認定運営委員会の審査

- ①認定証の発行・送付、②登録調書(用紙)の送付

「小論文」の採点

認定者 登録調書の作成・県協議会等へ送付

認定は5年間有効
更新用の小論文再提出は、一定以上の受講で不要

県協議会(準備会)

- 専門技術者名簿の作成・管理

活 動

事業主体

1. 派遣要請
2. 作業依頼概要の説明
3. 契約書
派遣旅費、宿泊費、保険料の負担
保険タイプ：一般、天然
4. 技術者受入準備
被災箇所の案内図作成等
5. 技術者への被害概要の説明
6. 派遣技術者の助言・実務・現地対応

① 派遣要請

③ 派遣技術者の通知

④ 確認

⑤ 契約

県協議会

② 協議

⑥ 活動報告

農村災害復旧専門技術者

1. 作業可能範囲、派遣可能期間の提示
2. 事業主体と契約
3. 助言・実務・現場対応
応急工事検討、災害復旧工法検討、被災状況調査、測量、写真撮影取りまとめ、査定設計書、その他